



平成31年3月27日 資料No.8-2
総務常任委員会

平成31年2月18日

港区長 武井雅昭様

港区特別職報酬等審議会

会長 根岸清



区長、副区長及び教育委員会教育長の退職手当の額について（答申）

平成30年5月30日付30港総総第428号により本審議会に対し諮問を受けた事項のうち、区長、副区長及び教育委員会教育長の退職手当の額について、別紙のとおり審議結果を答申いたします。



港区特別職報酬等審議会 答申

平成31年（2019年）2月18日

1 はじめに

本審議会は、平成30年5月30日、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、港区長から、区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

平成30年10月10日の特別区人事委員会勧告で、民間従業員との給与の較差に伴い、特別区職員の給料月額引下げ及び特別給（期末手当・勤勉手当）のうち勤勉手当の支給月数の引上げが示された。

今回の引下げ勧告については、本年度4月に実施した行政系人事・給与制度の抜本的な改正の過渡期に生じた一過性の歪みが主な要因であること、国や多くの地方自治体において給与水準の引上げが見込まれる中で、有為な人材の確保がより厳しくなる恐れがあることなどから、総合的に判断し、慎重に検討を重ね改定は実施しないこととなった。

本審議会では、今回の職員団体等との給与勧告の取扱いを受け、特別職の給料及び区議会議員の議員報酬、特別職及び区議会議員の期末手当の額の適否について、引き続き審議することとした。また、区民の関心の高い区議会議員の政務活動費の額の適否についても、更なる精査が必要であり、引き続き審議することとした。

また、一般職の退職手当については、国における退職手当の支給水準の見直し等を踏まえた官民均衡を図り、在職期間中の職務及び職責に応じた貢献度をより一層反映するために平成30年度から支給率の見直しが行われていることを踏まえ、本審議会では、特別職の退職手当の額の適否について、答申をすることとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、現下の社会経済情勢を踏まえ、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から、闊達な議論と慎重な審議を行った。

2 特別職の給料及び退職手当の現状

(1) 特別職の給料の現状

現在の特別職の給料は、次のとおりとなっている。

区分	給料月額
区長	1,256,500円
副区長	1,010,800円
教育委員会教育長	938,600円

(2) 特別職の退職手当の現状

特別職の退職手当の額は、退職の日における給料月額に次に掲げる支給割合を乗じて得た額となっている。

区分	支給割合
区長	勤続期間1年につき 100分の449
副区長	〃 100分の359
教育委員会教育長	〃 100分の269

3 給料及び報酬等を取り巻く諸状況

(1) 社会経済動向について

「我が国経済は、2012年11月を底に緩やかな景気回復が続いている。今回の回復局面における実質GDPの動きをみると、2013年度は政府の経済対策による公需の下支えに加え、消費税率引上げ前の駆け込み需要もあって個人消費など民需が大きく増加したことで2.6%増と大きく増加したが、2014年4月の消費税率引上げ後は、駆け込み需要の反動減等によって4-6月期に消費が大幅に減少したこともあり、実質GDP成長率は2014年度0.3%減とマイナス成長となった。2015年以降は個人消費や民間企業設備投資が持ち直しに向かったが、2015年半ば以降は中国経済をはじめとする新興国経済の減速や2016年6月の英国のEU離脱の国民投票結果もあって世界経済の不透明感が高まる中で、実質GDP成長率は2015年度1.4%増から2016年度には1.2%増へと伸びがやや鈍化した。2016年後半以降は、先進国経済の堅調さが続き、新興国経済も勢いを増す中で、設備投資や情報関連財需要が世界的に好調であったこともあり、我が国の輸出や生産は持ち直した。内需についても、雇用・所得環境の改善による消費の持ち直し、技術革新や人手不足等に対応した設備投資の伸びがみられたことから、実質GDP成長率は2017年度1.6%増と伸びが高まった。

2018年に入ってから、冬場の天候不順や世界的なスマートフォン需要の一服もあって1-3月期の実質GDP成長率は前期比年率マイナス0.6%となったものの、世界的な景気回復の継続に加え、国内の雇用・所得環境の一層の改善、技術革新や人手不足に対応した企業の投資意欲の高まり等により、内外需ともに底堅さがみられ、緩やかな景気回復の基調は続いている。ただし、アメリカの通商政策やそれに対応した各国の反応、アメリカの金融政策の正常化の影響、英国のEU離脱交渉の動向、中国の過剰債務問題等の構造問題への対応など世界経済の動向や金融資本市場の動きには留意する必要がある。」(内閣府「平成30年度年次経済財政報告」(平成30年7月))

「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く

なかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」(内閣府「月例経済報告」(平成30年12月20日))

(2) 港区の状況について

区の人口は、平成30年12月1日現在25万7千人を超え、前年と比較して約3千人増加している。全国的に人口が減少している中で、年少人口、生産年齢人口及び高齢人口のいずれの世代においても人口が増加している。

区の歳入の根幹を成す特別区税は、平成29年度決算において、人口の増加や雇用・所得環境の改善などによる特別区民税の増加、特別区たばこ税の減少により、前年度比1億円、0.1%減の767億円となったものの、依然、堅調を維持している。

また、財政の弾力性を示す総合的な指標である経常収支比率は、前年度比0.5ポイント減の67.5%となり、全国市町村、特別区と比較して高い財政力を維持している。

区政においては、都心にふさわしい地域自治を実現するため、「より身近な区役所づくり」と「参画と協働」を区政運営の柱に据え、「行政の力」、「区民の力」、「民間の力」、「全国各地域との連携の力」の「4つの力」を有機的に組み合わせ、自主自立したまちづくりに取り組んでいる。

平成30年度は、港区基本計画(後期3年)の初年度として、「あらゆる人が安全・安心に過ごせる快適でにぎわいあるまちへの取組」、「全ての子どもたちを健やかに育む取組」、「誰もが健康で心豊かにいきいきと暮らせるまちへの取組」を予算の重点施策と位置付け、「地域共生社会をめざして、安全・安心を基盤に、活力と笑顔あふれる港区」の実現に向け、積極的に施策に取り組んでいる。

子ども、高齢者、障害者、外国人への施策等、人口増に伴う多様な行政需要の増加が見込まれる中、発生が危惧される首都直下地震等への備えとして、震災復興基金の計画的な積立てを行っているところである。災害発生時には、区民生活の復興をはじめ、区内中小企業をはじめとする産業や都市基盤の復旧・復興を推進することで、日本経済の復興に寄与することも重要である。

また、平成30年12月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成の取組として、MINATOシティハーフマラソン2018を開催した。今後、東京2020大会に向けた準備を加速化するとともに、その取組の成果をレガシーとして次世代に継承することが求められている。

(3) 職責の重要性について

国においては、働き方改革を総合的に推進する働き方改革関連法が成立し、平成31年

4月から順次施行される。また、平成31年10月から消費税率10%への引上げが行われるとともに、その財源を活用した幼児教育無償化など、持続的な経済成長の実現に向けた取組を推進することとしている。

東京都においては、受動喫煙防止対策の強化をはじめとする誰もが快適に過ごせる街の実現や東京2020大会の成功とその先の未来に向けた様々な取組を加速化している。

一方で、平成30年6月に大阪府北部で発生した地震では、ブロック塀の倒壊や交通網に大きく影響が出るなど都市型災害における多くの課題が表面化するとともに、西日本を中心とする記録的な豪雨は、各地で土砂災害や河川の氾濫を引き起こし、甚大な被害をもたらすなど、社会全体に大きな不安を与える災害が発生した。

区は、こうした区を取り巻く環境の変化による区民生活への影響を的確に捉え、区民に最も身近な基礎自治体として、誰もが将来にわたり安全・安心に暮らし続けられるよう、将来課題を先取りした積極的・戦略的な政策の立案、実施及び見直しにより、迅速に対応していく必要がある。

そのため、行政運営と執行機関の最高責任者としての区長をはじめとした特別職は、より一層高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要性を増している。

4 結論

一般職員の退職手当は、平成30年度から△2.82%引下げの見直しが行われているが、特別職の退職手当については、就任中の実績や貢献度に見合っただけ支給されるべきものであり、他区の状況等も踏まえ、一般職員とは切り離して考え方を整理すべきである。

本審議会では、特別職の退職手当の額の適否についての結論を出すに当たり、人事院、東京都人事委員会及び特別区人事委員会勧告並びに特別区長会の見解を参考としながら、これまでの一般職の給与及び退職手当の改定と特別職給料・議員報酬等の改定の推移、他区の特別職給料・議員報酬等の支給状況、特別職及び区議会議員の職責の重要性などを踏まえ、慎重に審議を行った。

今後も続くことが見込まれる人口増や、地方税の一部国税化及びふるさと納税による減収も見込まれる中での新たな行政需要への対応等、特別職の職責の重要性はますます重みが増していること、一方で現行の特別職の退職手当が23区の他区と比較し、概ね上位に位置づけていることを踏まえ、現在の支給率については据置きとすることが妥当であるとの結論に至った。

○特別職の退職手当について

支給割合は、現行どおり据え置くこととする。

港区特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 根 岸 清 一

会長職務代理 野 尻 三重子

委 員 加 生 武 秀

委 員 木 村 暖 子

委 員 郡 司 知 志

委 員 齊 藤 俊 一

委 員 坂 口 緑

委 員 阪 本 拓 也

委 員 當 銀 信 代

委 員 堀 信 子